

登山者等位置検知システムの導入促進を求める意見書

本年3月27日、気象庁がなだれ注意報を発表していたにもかかわらず、栃木県内のスキー場で高校生ら8人が死亡する痛ましい雪崩事故が発生しました。

国は、都道府県知事や教育機関の長などに対し、3月10日付で融雪出水期における防災態勢の強化に関する通知を行っていましたが、今回の事故を受け、冬山登山の事故防止に関する緊急通知を行いました。現在、これらの通知に基づき、関係都道府県や市町村が事故防止に取り組んでいるところですが、冬山等を登山中の遭難者は後を絶たず、さらにバックカントリースキーの増加などにより、今後も予期せぬ遭難事故が発生するおそれがあります。

よって、政府は、遭難者の早期救助に向け、登山者等位置検知システムの導入を促進するため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 山岳での伝搬特性にすぐれた150メガヘルツ帯の電波を使用した登山者等位置検知システムの導入を促進すること。
2. 周波数の有効利用を促進するため、時間的有効利用が可能な登山者等位置検知システムの専用周波数を確保すること。
3. 登山関係者の自助、自立を基本とした登山者等位置検知システムの運用体制の整備を図ること。
4. 登山者等位置検知システムの端末を登山者が安価に保有できるよう、レンタル制の導入や標準規格の統一を図ること。
5. 電波を発信する登山者等位置検知システムについては、特定小電力無線局を除き、速やかに免許制を導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年6月26日

枚方市議会議長 福留利光

〈提出先〉

総務大臣